

庄原市病児病後児保育施設 わらべ保育室 利用案内

わらべ保育室は病気やけがなどのお子さんを一時的にお預かりする病児病後児保育施設です。
利用には事前登録(登録は無料です)が必要となりますので、ご利用をお考えの場合はご利用前に登録をお願いします。

利用できる児童

市内に居住する生後6ヶ月から小学6年生までの児童で、市が指定した医師(庄原こどもクリニック医師)の診察により対象疾患であると診断され、わらべ保育室の利用が可能であると判断された児童です。

対象となる病気

- (1) 感冒、消化不良症等で日常等罹患する疾患
- (2) 喘息等の慢性疾患
- (3) 水痘(みずぼうそう)、風疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)等の感染性疾患
- (4) 骨折等の外傷性疾患

などの病気等です。

ただし、以下の症状の場合や、感染力の強い麻しん(はしか)など、医師の判断により受入困難とされたものは除きます。

- * 下痢・嘔吐がひどい
- * 脱水症状がある
- * 咳がひどく呼吸困難がある
- * 食欲がなく、ほとんど食べたり飲んだりできない

利用料

日額 2,000円 (兄弟などで同時利用の場合、二人目以降は半額)

※課税状況により、無料、半額になります。

○利用のあった月締めで後日、請求しますので、最寄の市内金融機関でお支払いください。

○昼食、飲み物、おやつは持参してください。

○利用にあたっては、隣接する庄原こどもクリニックの受診が必要です。診察にかかる費用が別に必要になります。

また、利用中の児童の体調によっては、診察が必要と判断し、受診することもありますのでご了承ください。

利用日・時間など

- 定員 4人
- 開設日 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
- 開設時間 8時～18時
- 連続利用 休所日を含む7日間を限度として連続利用ができます。

利用までの流れ

1. 事前登録

利用を希望される場合は、毎年度、事前に利用登録をしてください。

⇒ 申請書提出先 : 児童福祉課・各支所担当室 または わらべ保育室

※登録期間は、登録した日の属する年度末までです。

子どもが病気になり、利用を検討

2. 予約

利用希望日の前日までの開設時間中(8時～18時)、または当日の11時までにわらべ保育室(TEL 0824-74-6770)へ電話し予約をしてください。

※予約を受けた時点で定員を超える場合など利用をお断りする場合があります。

3. 受診

利用希望日の前日もしくは利用希望日に、隣接する庄原こどもクリニックで受診してください。

受診後、医師により病児病後児保育が利用可能と判断された場合、「医師連絡票」を受け取ります。

**利用をキャンセルする場合は
必ず連絡ください**

4. 利用申請・入室

利用申込書に必要事項を記載のうえ、庄原こどもクリニックでもらった「医師連絡票」を添えて、わらべ保育室に提出してください。

お子さんの状況などの聞き取りや、持参物の確認をした後、入室となります。

※入室までには、手続きや聞き取りなどで10分程度時間がかかります。

※利用料金は、後日、市役所から納入通知書を送付しますので、最寄の金融機関で支払ってください。

持参品

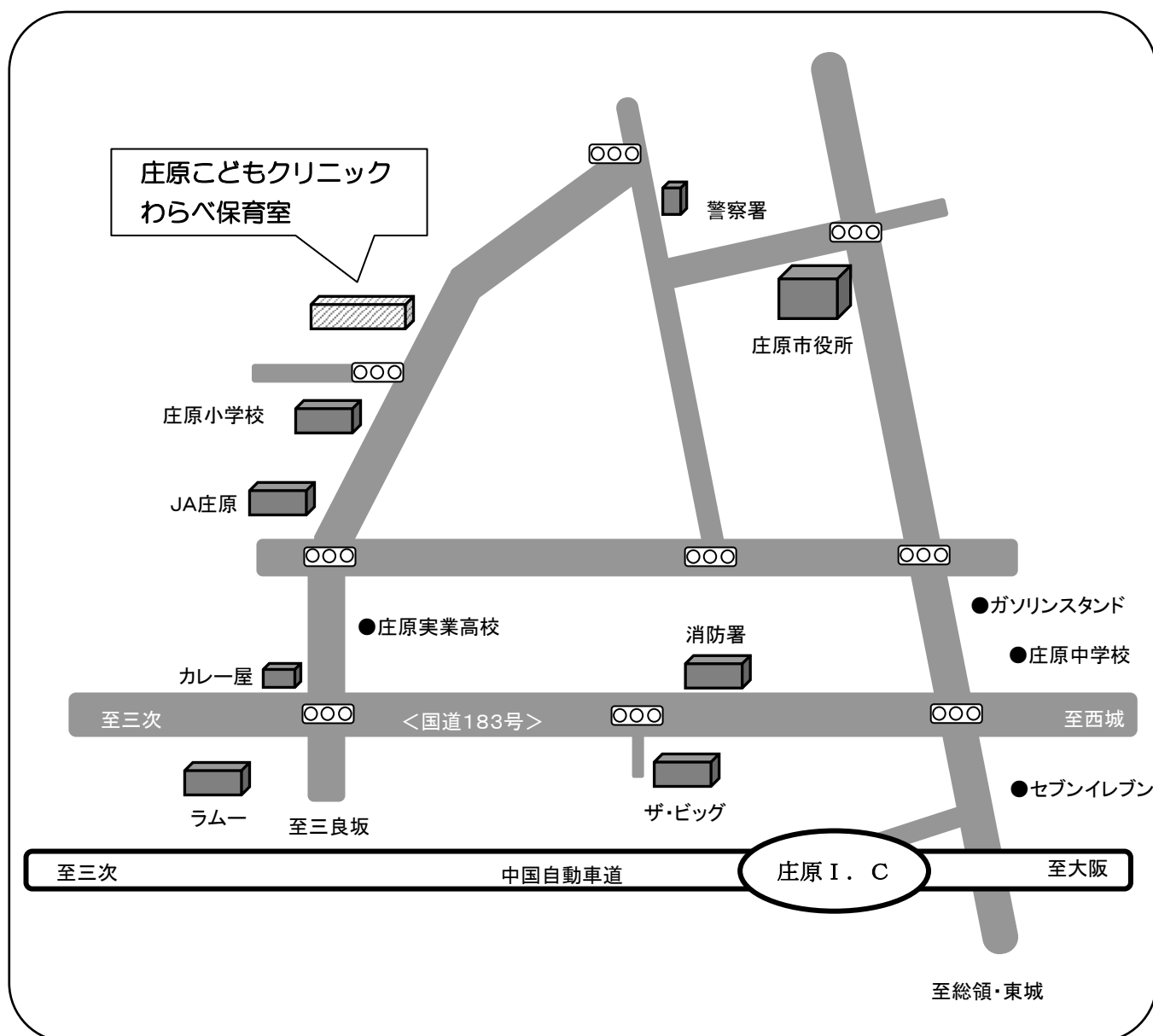
- ① お子さんの保険証・乳幼児医療費受給者証等(利用の初日のみ) ※コピー可
- ② 母子手帳(利用の初日のみ) ※健診・予防接種状況を把握します
- ③ 処方された薬 ・ お薬手帳など薬の名前がわかるもの
- ④ 飲み物(湯冷まし ・ お茶 ・ イオン飲料など) ※脱水症を防ぐため多めにご準備下さい
- ⑤ 昼食 (病状に合わせた子どもの好むもの)
- ⑥ おやつ2回分(午前・午後)
※食事が摂りにくい時は、昼食のほかにバナナ・ヨーグルト・ゼリーなど、お子さんが食べやすい食品をお持ちください。
- ⑦ 粉ミルク ・ 哺乳瓶 (乳児のみ) ※粉ミルク等は一日の必要量より少し多めに
- ⑧ 箸・スプーン・フォークなど(普段使っているもの)
- ⑨ コップ ※水分補給や 服薬等に使用します
- ⑩ 歯ブラシ
- ⑪ 食事用エプロン・口拭きタオル各2枚 ※必要な方のみ
- ⑫ 着替え(服上下・肌着・下着とも 2~3組)
- ⑬ 紙オムツ(一日分やや多めに) ・ お尻拭き ※必要な方のみ
- ⑭ 手拭用タオル 1枚
- ⑮ 汚れ物入れ袋(2~3枚) ※ビニール袋などをご利用下さい
- ⑯ お気に入りの本・おもちゃ ※必要な方のみ

※アレルギーなどで食事制限がある方は、ご相談ください。(複数児の受入による事故防止のため)

その他

- お迎えは、必ず開設時間中にお願ひします。(時間厳守)
- 利用予約後の利用中止や、緊急の事情によりやむを得ず入室時間や退室時間が遅くなる場合は、速やかにわらべ保育室に連絡してください。
- 利用の途中で、児童の体調の変化により連絡をする場合があります。緊急連絡先をわらべ保育室に正確にお伝えください。
- 児童の体調悪化による保育中止や、医療機関への受診等により保育しなくなった場合でも、利用料金の減額等になりません。
- 児童の症状が急変し、保護者と連絡が取れない場合であっても医療機関等を受診する場合があります、その際の医療費等は保護者の負担となることをご了承ください。
- 利用の状況または、児童の体調等によって、受入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

場所



問い合わせ

○ 庄原市 生活福祉部 児童福祉課
TEL 0824-73-1192

○ 庄原市病児病後児保育施設 わらべ保育室(庄原市西本町二丁目12番9号)
TEL・FAX 0824-74-6770

※庄原こどもクリニック(わらべ保育室隣接)

TEL 0824-74-6810

〔休診日〕 日曜日、祝日、年末年始

〔診療時間〕 月～金曜日 9時～12時・14時～18時 ただし、水曜日は9時～12時のみ
土曜日 9時～13時